

伊達市中央給食センター調理運営等業務委託の事業実施者審査基準

1 目的

この基準は、伊達市中央給食センター調理運営等業務を実施する事業実施者をプロポーザル方式によって募集し、事業実施者の選定を行うにあたり、事業者の提案に対し具体的な基準を設け、審査方法及び評価項目等に公平性を示すもの。

2 審査者

伊達市中央給食センター調理運営等業務委託事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

3 評価項目、評価基準及び配点並びに評価表

別表1「評価基準表」のとおり。

4 審査方法

(1) プロポーザル提案書に基づき「書類審査」「プレゼンテーション」「事業者ヒアリング」を行う。

(2) 審査は、評価項目について以下の採点基準に基づき採点。

評価内容		採点レート
A	求められる水準に対して、提案内容が特に優れている	当該項目の配点×100%
B	求められる水準に対して、提案内容が優れている	当該項目の配点×75%
C	求められる水準に対して、提案内容が同程度	当該項目の配点×50%
D	求められる水準に対して、提案内容が劣っている	当該項目の配点×25%
E	求められる水準に対して、提案内容が特に劣っている	当該項目の配点×0%

①各項目により委員の平均とする。

②見積額については、定量評価とする。（最低価格提示者100%、以下最低価格者との差分率とする。）

(3) 事業者の提案が1者の場合であっても審査を行う。

(4) 各審査委員の評価（採点）の平均点をその事業者の得点（総合評価点）とする。

(5) 全ての審査終了後の総合評価点が満点の5割未満の場合は、当該事業者が委託業者として求められている水準に達していないと判断し、失格とする。

5 審査内容

(1) 企業理念 (20/200)

評価内容：学校給食への基本的な考え方に関する提案書（様式第5号）

(2) 安全衛生管理 (60/200)

評価内容：安全衛生管理体制に関する提案書（様式第6号）

各種緊急時における対応に関する提案書（様式第7号）

(3) 業務遂行能力 (70/200)

評価内容：従事員の配置に関する提案書（様式第8号）

従事員の教育、研修に関する提案書（様式第9号）

施設維持管理に関する提案書（様式第10号）

(4) 事業安定性 (20/200)

評価内容：学校給食等調理業務に関する実績表（様式第11号）

経営基盤に関する実績表（様式第12号）

(5) 見積額 (30/200)

評価内容：提案内容に対して適正な見積額を提示している。

（委託見積＝30点×（最低見積額／見積書額）による採点）

見積書（様式第14号）

6 書類審査

- (1) 審査委員は、各自で評価項目を書類審査し、別表1「評価基準表」に仮評価点（仮採点）を記入する。

7 プレゼンテーション

- (1) 事業者の出席は、5人以内とする。
- (2) 必要な機材等は、スクリーン及びプロジェクター以外は事業者で準備する。
- (3) プロポーザル提案書についての説明を行う。
 - ・準備時間3分以内
 - ・提案者の説明時間は20分以内
 - ・片付時間は2分以内

8 事業者ヒアリング

- (1) プレゼンテーション後に質疑応答を行う。
- (2) ヒアリングは、評価項目の内容について行う。
 - ・評価項目順とは限らない。
 - ・質疑応答時間は20分以内
- (3) 評価時間は5分程度とし、各委員は最終評価を別表1「評価審査表」に記入して事務局に提出する。

9 事業実施者の選定

- (1) 事業者ヒアリングを受けて、必要に応じ各審査委員が仮採点の修正をおこなう。
- (2) 各審査委員の採点結果を事務局が集計し、総合評価点（平均点）を算定し、総合評価点が最も高い事業者を事業実施者として選定する。
- (3) 総合評価点（200点満点） ※総合評価点は各審査委員の採点結果の平均値
- (4) 総合評価点が満点の5割未満の場合は、当該事業者が委託業者として求められている水準に達していないと判断し、失格とする。

10 選定結果の公表

事業実施者を選定した後、令和8年9月18日に事業者に通知するとともに本市ホームページにて公表する。